

行財政改革に向けて答申案に意見を募集

市は、平成27年度を初年度とする第6次行財政改革の計画策定に向けて、5月30日に行財政検討審議会を設置し、行財政改革の取り組みについて諮問しました。諮問を受けた同審議会はこれまでに7回の審議を行い、答申案を作成しました。
この答申案にあなたの意見をお寄せください。
答申案の概要は、次のとおりです。



答申案の概要

行財政改革の基本的な考え方

地方公共団体の責務である住民福祉の向上と第4次八幡市総合計画後期基本計画の取り組みを進めながら、持続可能で健全な行財政運営を構築する必要があります。

また、人口減少・少子高齢化に対応したまちづくりを行っていく必要があり、限られた経営資源(ヒト・モノ・カネ・情報)を駆使して業務を遂

行していかねばならないことから、これまで以上に「市民の参加と協働」を基本として、地域の課題は地域で解決することが可能となる「新たな公共」の仕組みづくりに取り組む必要がある。

諮問事項別の方策

(1) 持続可能な行財政構造の確立

市の人口は、平成5年のピークを境に減少傾向に転じている。今後も人口減少と少子高齢化が進むとされていることから、公共・公用施設の見直しを進めていく必要がある。

各施設の設置目的を再確認し、利用率の低い施設の見直しや重複する施設の統合など公共施設有効活用計画を早期に策定された。特に、就学前施設については、欽明台地域以外で園児数の減少がみられ、待機児童がないことや民間幼稚園での幼保連携型認定こども園への拡大が現実化してきていることから、保育園・幼稚園の統合を計画的に進められたい。また、旧学校施設については、民間への賃借も含めた活用等を検討されたい。

事務事業の見直しについては、全庁で業務マニユアルを作成し、業務の効率化および見直しを円滑に進めるとともに、各部課等の業務量を適切に把握し、人員配置の最適化により、人材の有効活用を図られたい。また、外部評価の実施も視



自治連合会主催の防災訓練(くすのき地区)

野に入れ、必要性の低い事業や所期の目的を達成した事業の廃止、事業執行方法の見直し等に引き続き取り組まれたい。

歳入の確保については、引き続き、公平・公正の観点から、有効な方策を検討し取り組んでいくことが求められる。未収金対策としては、一部の自治体において、各部署間での滞納者情報共有について、個人情報保護審議会へ諮り、取り組まれている状況がある。庁内での情報共有化を図るとともに、滞納者の生活再建を見通した取り組みについても検討されたい。また、税収増につながる企業誘致に向け、用途地域の変更に取り組まれたい。

(2) 多様な担い手による行政サービスの提供

市民協働の推進は、第4次八幡市総合計画後期基本計画においても市政の柱としており、少子高齢化の進行や人口減少に対応し、多様な主体が公共サービスの担い手となる「市民の参加と協働」を基本とする「新たな公共」の仕組みづくりに取り組む必要がある。

いるか、費用対効果の視点も含めて、外部評価による点検を行い、市民に情報提供することを検討されたい。

(3) 定員管理、給与の適正化及び新たな行政課題に対応する組織体制の確立

定員管理については、各部署の業務量の把握に努め、職員、嘱託員およびアルバイト職員が行うべき業務を明確にし、現状の人員配置の最適化に努められた。加えて、経験を考慮した再任用職員の配置、特定事業に特化した任期付き嘱託員の雇用等についても、

検討されたい。さらには、行政で行うべき業務についても精査し、「市民の参加と協働」を進め、地域特性を活かしたまちづくりを支援されたい。

給与の適正化では、今後は、定型的な業務等のマニュアルを策定し、時間外勤務の削減を図るとともに、時間外勤務や休暇取得の部署間での不均衡を是正されたい。また、府内各市との均衡を図りつつ、必要な人材が確保できる給与・報酬水準とする必要がある。特に、専門的な業務を行う嘱託員の待遇改善を検討されたい。

(4) 市民サービスのさらなる向上

市民サービスの向上は、地方自治体の責務であり、引き続き取り組む必要がある。今後は高齢化社会への対応として、公民館等地域窓口での取扱業務の範囲拡大などを検討されたい。また、コミュニティバスについては、人口減少、少子高齢化の進行をふまえ、今後のよりよいあり方を検討されたい。



パブリックコメント(市民の意見募集)実施方法

答申案に対するあなたのご意見をお寄せください。

- ◇募集期間 12月1日(月)～22日(月)
- ◇対象 市内在住、在勤、在学の人
- ◇提出先 政策推進課「八幡市行財政検討審議会事務局」
- ◇提出方法 様式に定めはありません。あなたの意見、住所、氏名、電話番号を記入し、次の①～④のいずれかの方法でご提出ください。
- ①郵送 〒614-8501(住所記載不要) 政策推進課
- ②ファックス送信 982-7988(代表) ※①②共に、ご意見たまたま箱(市役所、公民館等に配置)の用紙を使用いただけます。
- ③市ホームページからのメール ホームページ内の「政策推進課行革係」お問い合わせフォームからの送信
- ④政策推進課(市役所2階)へ持参
- ◇計画素案の閲覧場所 計画素案の具体的な内容につきましては、市役所2階閲覧コーナーおよび政策推進課窓

口、市ホームページでご覧いただけます。
◇その他 電話、口頭でのご意見は正確に保存できない可能性があり、お断りしています。また、個々の意見等に対して直接、回答はできませんので、ご了承ください。なお意見等を公表する場合は、意見の内容以外は公表しません。

◆問い合わせ 政策推進課